

船舶事故調査報告書

平成23年7月21日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 石川 敏 行
 委員 根本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年5月5日 09時18分ごろ
発生場所	千葉県銚子市犬吠埼灯台から真方位123° 18.8海里（M）付近 （概位 北緯35° 32.2′ 東経141° 11.4′）
事故調査の経過	平成22年5月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 ^{いさお} 功丸、6.63トン FS2-2808（漁船登録番号）、個人所有 11.90m（Lr）×2.80m×0.88m、FRP ディーゼル機関、331kW（漁船法馬力数）、昭和57年3月 B 漁船 第十一 ^{こはま} 小浜丸、4.9トン IG3-6369（漁船登録番号）、個人所有 11.80m（Lr）×3.27m×1.00m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、平成6年6月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 72歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年9月26日 免許証交付日 平成20年3月24日 （平成26年2月2日まで有効） B 船長B 男性 56歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年11月21日 免許証交付日 平成21年11月2日 （平成27年4月22日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 右舷球状船首に破口及び船首部擦過傷 B 操舵室破損、左舷中央部に破口及び機関室浸水
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、犬吠埼東南東方沖の漁場でかつお引き釣り漁の操業中、約6ノット（kn）の速力で漁具を引きながら左旋回した。 船長Aは、船尾甲板で遠隔の手動操舵を行っていたところ、右舷船首約15～20mにいるB船に気付き、右舵一杯をとって主機を全速力後進にかけたが、平成22年5月5日09時18分ごろ、西方に向首したA船の

	<p>右舷船首部とB船の左舷中央部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、かつお引き釣り漁の漁具を引きながら、約6～7knの速力で、自動操舵で南進した。</p> <p>船長Bは、船尾甲板で釣り揚げた魚を魚倉に入れる作業を行っていたとき、衝撃を受けてA船と衝突したことを知った。</p> <p>A船は、自力で銚子市銚子漁港に帰港し、B船は、僚船にえい航されて茨城県神栖市波崎漁港に帰港した。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視程 約2M</p> <p>海象：波高 約1～2m</p>								
その他の事項	<p>船長Aは、衝突の4～5分前、北方約600mに操業中の同業船を認めたが、その後は、周囲の見張りを行っていなかった。</p> <p>船長A及び船長Bは、かつお引き釣り漁の操業中、レーダーを1.5Mレンジで作動させていたが、ほとんど見ていなかった。</p> <p>船長Bは、かつお引き釣り漁の漁具を引きながら南進中、時折、前方を見ていたが、A船との接近には気付かなかった。</p>								
分析	<table border="0"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>A あり、B あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>A なし、B なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>A なし、B なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>A船が左旋回中、B船が南進中、犬吠埼東南東方沖において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、船尾甲板で遠隔の手動操舵により左旋回中、前方の見張りを行わずに航行し、衝突の直前までB船との接近に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、時折、前方を見ていたが、釣り揚げた魚を魚倉に入れる作業を行い、衝突するまでA船に気付かなかったことから、適切な見張りを行っていなかったものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	A あり、B あり	船体・機関等の関与	A なし、B なし	気象・海象の関与	A なし、B なし	判明した事項の解析	<p>A船が左旋回中、B船が南進中、犬吠埼東南東方沖において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、船尾甲板で遠隔の手動操舵により左旋回中、前方の見張りを行わずに航行し、衝突の直前までB船との接近に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、時折、前方を見ていたが、釣り揚げた魚を魚倉に入れる作業を行い、衝突するまでA船に気付かなかったことから、適切な見張りを行っていなかったものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	A あり、B あり								
船体・機関等の関与	A なし、B なし								
気象・海象の関与	A なし、B なし								
判明した事項の解析	<p>A船が左旋回中、B船が南進中、犬吠埼東南東方沖において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、船尾甲板で遠隔の手動操舵により左旋回中、前方の見張りを行わずに航行し、衝突の直前までB船との接近に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、時折、前方を見ていたが、釣り揚げた魚を魚倉に入れる作業を行い、衝突するまでA船に気付かなかったことから、適切な見張りを行っていなかったものと考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、犬吠埼東南東方沖において、A船が左旋回中、B船が南進中、船長Aが見張りを行わず、また、船長Bが適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操業中、周囲の見張りを適切に行い、付近で同業船が操業しているときには、その動静に注意する 								